

令和4年9月21日

共済制度加入事業所 各位

柏商工会議所
(公印省略)

生命共済制度の新型コロナウイルス感染症の宿泊療養・自宅療養による
病気入院見舞金（当所独自の給付制度）支払対象に関する変更について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当所の運営につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当所では新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊療養または医師等の管理下で自宅療養をされた場合は、「入院」として取り扱い、病気入院見舞金のお支払対象とする特別取扱い（以下「みなし入院」）を実施しています。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届を全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されました。

つきましては、令和4年9月26日以降の「みなし入院」による病気入院見舞金（当所独自の給付制度）のお支払対象について下記の通り変更になります。変更内容についてご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

尚、令和4年9月25日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方への病気入院見舞金（当所独自の給付制度）のお支払いは、これまで通りの対応を継続いたします。

記

<参考>

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の病気入院見舞金（当所独自の給付制度）のお支払範囲

| 事由 | | 9月25日まで | 9月26日以降 |
|-----------------------------------|-------------|---------|----------|
| 5日以上入院された場合 | | ○ お支払対象 | ○ お支払対象 |
| 5日以上宿泊療養・ 自宅療養された場 合（特別取扱い） | 重症化リスクの高い方※ | ○ お支払対象 | ○ お支払対象 |
| | 上記以外の方 | ○ お支払対象 | × お支払対象外 |

※重症化リスクの高い方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

【お問合せ】 〒277-0011 柏市東上町7-18 柏商工会議所 業務課
電話 04-7162-3315 FAX04-7162-3323